

阪神大震災とNPO(非営利組織)

阪神大震災を通して一躍、注目を浴びたボランティア活動。そして全国各地から寄せられた過去最高の義援金。危機的な状況で機能不全に陥った政府や自治体など「官」のお粗末な対応に比べ、被災者救出、医療、食料確保などの面で「民」の活躍が目立った。戦後五十年のいま、新しい市民社会のシステムづくりとともに、民間の公益活動をいかに推進し、ネットワーク社会を形成していくかが課題として浮かび上がってきた。

「ボランティア活動でかか



被災者のための炊き出しの準備をするボランティアたち

＝1月23日、神戸市東灘区の魚崎小で

民間の公益活動を 生かす社会へ

民間の法人化の検討」をもとめる要望書を出した。ここでいうNPOとは、自主的、自立的な活動を行う非営利の組織で、いわゆるNGO(非政府組織)も含んでいる。近年、企業の社会的役割への関心の高まりや個人のボランティア活動の活発化などで、「人類愛」を語源とする企業の社会的貢献活動や慈善的寄付行為をさす「フィランソロピー」と言う言葉も広がってきた。価値観の多様化、国際化、高齢化が進むこれらの社会で、多元的に対応が

の許可の基準は官庁によって異なる、許可の見返りに天下り役人の受け入れを強要される事例が少なくない。この結果、官庁の下部組織のような公益法人が多数存在する一方、阪神大震災の復興の最前線で活躍したボランティア組織は、法人格を持たないが故に活動を制約されるという問題が起きている」と本間教授は指摘する。

同研究フォーラムを支援しているサントリー文化財団の出口正之・事務局長もいう。「約二十四万ある公益法人の

できるNPOこそ質の高い公共サービスができる、という見方もされている。だが、そんなNPOを支える制度面に目を向けると、多くの問題点がある。

「いまの公益法人(社団法人、財団法人など)制度では、非営利活動を行う組織が法人格を取得するには、主務官庁の認可が必要。ところが、そ



1日の活動を終え、ミーティングをするボランティアたち＝2月16日、芦屋市南宮町の精道中で

今回の緊急提言内容は、①登録非営利法人(仮称)を創設し、登録制度で現在任意団体として活動している規模の小さなNPOにも法人

うち、今回の阪神大震災のボランティア活動にかかわったのは極めて少ない。ボランティアにしろ、義援金にしろ、その受け手が行政に集中し、民間の公益団体の発達が十分でなかったため、いたるところで『善意の空回り』現象が起きていた。日本におい

同研究フォーラムでは、各政党の政策担当者などに問題提起を重ねており、本間教授は「現代のような価値観が多様で、危機的な状況において多元的に対応が迫られているとき、『官』の下請け的な組織や発想ではだめだ。今回の震災でも見られるように、ボランティア活動も熱い志だけではいつまでも続かない。草の根的な団体が継続して活動できるようにするのが不可欠。法律案までは踏み込まないが、そのための視点だけでも提示したい」と強調する。

「登録非営利法人(仮称)を創設し、登録制度で現在任意団体として活動している規模の小さなNPOにも法人格を付与する。また、ボランティア活動を金銭的な寄付と同等の無償労働サービスとみなし、税制上の優遇措置を与える。などが骨子。つまり、ボ